

予防技術検定模擬テスト

－解説付－

NO. 114

〔共通〕問1 住宅用防災警報器の設置に関する次の文を読み、「住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令」上、誤っているものを1つ選べ。

- (1) 住宅用防災警報器は、就寝の用に供する居室が存する階（避難階を除く。）から直下階に通ずる階段（屋外に設けられたものを除く。）にあっては、当該階段の上端に設置すること。
- (2) 住宅用防災警報器は、天井の屋内に面する部分に設ける場合、壁又ははりから0.6m以内の位置にある部分に設置すること。
- (3) 住宅用防災警報器は、壁の屋内に面する部分に設ける場合、天井から下方0.15m以上0.5m以内の位置にある部分に設置すること。
- (4) 住宅用防災警報器は、換気口等の空気吹出し口から、1.5m以上離れた位置に設けること。

〔消防用設備等〕問1 次に掲げる施設のうち、消防法令上、消防法施行令別表第1(6)項イに掲げる防火対象物である特定共同住宅等に存しないものを1つ選べ。

- (1) 養護老人ホーム
- (2) 有料老人ホーム
- (3) 福祉ホーム
- (4) 老人福祉法第5条の2第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設

〔消防用設備等〕問2 基準面積が1,000m²以上の消防法施行令別表第1(6)項イ(1)若しくは(2)又は(3)に掲げる防火対象物で、消防法令上、スプリンクラー設備を設置することを要しないものの構造上の要件として、誤っているものを1つ選べ。

- (1) 当該防火対象物の居室を耐火構造の壁及び床で区画したものであること。
- (2) 壁及び天井（天井のない場合にあつては、屋根）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。）の仕上げを地上に通ずる主たる廊下その他の通路にあっては準不燃材料で、その他の部分にあっては難燃材料でしたものであること。
- (3) 区画する壁及び床の開口部の面積の合計が8m²以下、かつ、一の開口部の面積が4m²以下であり、当該開口部に、特定防火設備である防火戸又は鉄製網入りガラス入り戸を一定の基準に適合するよう設けたものであること。
- (4) 区画された部分すべての床の面積が100m²以下であること。

〔防火査察〕問1 消防法（以下「法」という。）に基づく次表の各条文の違反処理における命令の主体等に関する記載のうち、誤っているものはどれか。

No.	命令条文	命令の主体	名あて人	命令に伴う標識等の公示の義務
(1)	法第3条第1項 (屋外の火災予防措置命令)	消防長、消防署長、消防吏員	物件の所有者、管理者、占有者で権原を有する者	無
(2)	法第4条第1項 (資料提出命令)	消防長、消防署長	防火対象物の関係者	無
(3)	法第8条第3項 (防火管理者選任命令)	消防長、消防署長	防火対象物の管理について権原を有する者	有
(4)	法第8条の2の2第6項（点検虚偽表示除去・消印命令）	消防長、消防署長	防火対象物の管理について権原を有する者	有

〔防火査察〕問2 消防法（以下「法」という。）に関する違反処理等に関する記述のうち、正しいものは次のうちどれか。

- (1) 法第17条の7第2項に基づき消防設備士免状を交付した都道府県知事が免状の返納を命ずる場合は、事前手続きとして弁明に機会を付与する必要がある。
- (2) 法第8条の2の3第1項に基づき特例認定をした防火対象物の立入検査において、法第8条の2の3第6項に該当する違反を発見した場合は、当該認定を取り消すか否かについて検討する必要がある。
- (3) 防火対象物の関係者が法第17条の3の3に基づく点検及び報告を実施せず、消防が繰り返し是正指導を実施しても従わない場合は、原則として、法第17条の4第1項に基づく消防用設備等の維持命令の発動を検討する必要がある。
- (4) 防火管理者が行うべき防火管理上の必要な業務が、法令の規定又は消防計画に従って行われていないことを認めた場合は、防火対象物の管理について権原を有する者に対し、法第8条第4項に基づく防火管理適正執行命令の発動を検討する必要がある。

〔危険物〕問1 危険物の品名に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- (1) 「塩素酸塩類」は、当該品名に属する物品（塩素酸イオン(ClO₃⁻)を有する塩）を含有する物品を含んだ品名である。
- (2) 「金属のアジ化物」と「硝酸ゲアニジン」のように、品名としては「その他のもので政令で定めるもの」とされているものであっても、それぞれ異なる品名の危険物として取り扱われる。
- (3) 「硫黄」は、試験によらず第2類の危険物としての性状を示すものとみなされる。
- (4) 「硝酸エスチル類」を含有するもの、「ニトロ化合物」を含

務に携わる職員の生涯教育のあり方について（平成26年5月23日付 消防救第103号消防庁救急企画室長通知）参照。

問2 答 (3)

解説 中等症とは、傷病の程度が重症又は軽症以外のものをいう。救急事故等報告要領参照。

問3 答 (3)、(5)

解説 (1) 今年の救急搬送時委員数の累計は5万2,984人であり、6万人を超えていない。

(2) 年齢区分では、高齢者が最も多く、次いで成人、少年、乳幼児、新生児の順となっている。

(3) そのとおり。

(4) 発生場所ごとの項目別でみると、住居が一番多く、次いで公衆出入り（屋外）、道路、仕事場①の順となっている。

※ 公衆出入り（屋外）とは、不特定者が出入りする場所の屋外部分

※ 仕事場①とは、道路工事現場、工場、作業所等

(5) そのとおり。消防庁では、今年度、熱中症予防啓発ポスターを作成し、消防庁ホームページに掲載し、活用を呼びかけている。熱中症情報サイトURL：https://www.fdma.go.jp/neuter/topics/fieldList9_2.html

予防技術検定模擬テスト

〔共通〕

問1 答 (2)

解説 (1) ○ 住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令第7条第1号参照。
 (2) × 同条第2号イ参照。壁又ははりから0.6m以上離れた部分に設置する。
 (3) ○ 同条第2号ロ参照。
 (4) ○ 同条第3号参照。

〔消防用設備等〕

問1 答 (1)

解説 「特定共同住宅等」の定義は、「特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令」第2条第1号に定められている。(16)項イで「特定共同住宅等」に該当するのは、(5)項ロ以外の用途が(6)項ロ及びハのうちの4つの限定された用途である場合に限られる。養護老人ホームは、その用途としてあげられていない。

問2 答 (4)

解説 本設問は、基準面積が1,000m²以上であるため、

消防法施行規則第12条の2第1項第2号が適用される。

- (1) 消防法施行規則第12条の2第1項第2号イ参照。
- (2) 消防法施行規則第12条の2第1項第2号ロ参照。
- (3) 消防法施行規則第12条の2第1項第2号ハ及びニ参照。
- (4) 消防法施行規則第12条の2第1項第2号ホ参照。「100m²以下」でなく「200m²以下」である。

〔防火査察〕

問1 答 (4)

解説 (1) 消防法により正しい。
 (2) 消防法により正しい。
 (3) 消防法により正しい。
 (4) 名あて人は「防火対象物の関係者で権原を有する者」であり、公示の義務はないので、誤り。

問2 答 (4)

解説 (1) 事前手続きは弁明の機会の付与ではなく、聴聞を実施する必要があるので、誤り。
 (2) 消防法第8条の2の3第6項に該当する違反を発見した場合は、当該認定を取り消さなければならないので、誤り。
 (3) 消防法第17条の3の3に基づく点検及び報告を実施していない場合の違反処理は、原則として告発で対応するので、誤り。
 (4) 消防法により正しい。

〔危険物〕

問1 答 (1)

解説 「塩素酸塩類」のような総称的名称で定められているものは、純品をいうものであり、他の物品を含むその混合物は「前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの」となる。

〔参考条文〕

消防法別表第1備考第4号

危険物の規制に関する政令第1条、第1条の2

〔危険物〕

問2 答 (4)

解説 指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所の基準は、市町村条例で定める。また、危険物取扱いの立会は、甲種又は乙種危険物取扱者でなければならない。さらに、仮貯蔵・仮取扱いの承認は、所轄消防長又は消防署長が行う。

〔参考条文〕

消防法第9条の4第2項、第10条第1項、第13条第3項、第16条の9